テーマ設定型共同研究事業実施要領

１　事業目的

テーマ設定型共同研究事業（以下、本事業）は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、研究所）が、府内の食品関連事業者等と相互に研究課題と経費を分担して、製品・技術開発を共同で実施することにより、府内食品産業の発展に寄与することを目的とする。

２　共同研究の対象者

新製品・新技術の開発を企画している次の者。

（１）大阪府内に事業所を持つ食品関連事業者等

（２）その他、研究所が特に認める事業者等

３　共同研究の要件

　　次のいずれにも該当すること。

　（１）研究所が設定する研究テーマに合致する内容であること。

（２）新規性、高度性に富む内容であること。もしくは、早期に製品化・事業化の可能性があること。

（３）研究所との共同研究体制によって、より質の高い成果が期待できる内容であること。

（４）申請書の研究内容について、研究所担当職員との協議が完了していること。

４　経費の分担

研究所は、共同研究の実施にあたり研究所が分担する課題に係る費用を負担する。ただし、その額は総事業費の1/2を上限とする。なお、共同研究事業者が経費として計上が可能なものは、本事業の遂行に係る研究担当者の人件費、旅費、消耗需用費及び特許経費とする。直接研究に携わらない事務担当者の人件費、機器の減価償却費については計上を不可能とする。

５　共同研究期間

共同研究の期間は、本事業に係る契約書の締結日から実施年度の末日までとする。

６　募集

（１）提出書類

　本事業へ応募する事業者等は、下記の書類を研究所へ提出する。

① 共同研究事業申請書（様式１）

② 応募者のこれまでの活動概要を示す資料

③ 法人・団体の場合は、定款の写し、寄付行為、規約等

（２）募集期間は、別途実施計画に定めるものとする。

７　審査

（１）採択課題は、研究所内で設置する食品関係推進会議（以下、推進会議）における審査により決定する。採択課題数は１～２件程度とする。

（２）審査項目

① 共同研究計画、事業化の可能性、共同研究の意義

（３）審査の結果は、「共同研究審査結果通知」（様式２あるいは様式３）により申請者に書面で通知する。

８　契約

研究所と共同研究事業者は、共同研究の実施にあたって共同研究契約書（別紙１。以下「契約書」）を締結する。

９　共同研究の中止

採択事業者において、申請書類への虚偽記載や、誠意をもって取り組む姿勢が見られないなど、共同研究の実施に支障があると認められる場合には、推進会議に諮った上で、契約書９条により共同研究を中止することができる。また、天災その他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難となったときは、両者協議の上、共同研究を中止することができる。

10　共同研究の結果

共同研究終了後速やかに、研究所と共同研究事業者は共同して「共同研究成果報告書」を作成するものとする。

11　知的財産権の帰属等

本共同研究の結果得られた知的財産権は、原則として両者の共有とする。なお、当該知的財産権の出願及び持分については別途締結する「共同出願契約」において定めることとし、出願手続及び維持管理に要する費用は、共有に係る特許権等を所有する共同研究事業者の負担とする。ただし、相当な理由があるときは、この限りではない。

なお、本共同研究において研究所又は共同研究事業者が独自に行った成果については、独自に行った者に帰属するものとする。この場合、当該知的財産権の出願を行うときは、当該成果を独自に行ったことについて、事前に相手方の同意を得るものとする。

12　知的財産権の実施

研究所及び共同研究事業者は、両者共有の知的財産権について、共同研究事業者等が実施する場合、別に定める「実施許諾契約」を締結するものとする。なお、実施者が共同研究事業である場合には、研究所が実施しないことを考慮して、共同研究事業者は、双方で合意する実施料を研究所に対して支払うべき旨を実施許諾契約に定めるものとする。

13　秘密の保持

　　研究所及び共同研究事業者は、共同研究に関し知り得た秘密を相手方の承諾を得ずに第三者に提供し、開示し又は漏らしてはならない。秘密の内容と保持期間については、別途締結する契約書で定めるものとする。

14　研究成果の取扱い

研究所及び共同研究事業者は、両者による協議の上、共同研究の成果について公表することができる。

　 また、共同研究事業者は共同研究の結果に基づく販売物について、研究所のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を表示しなければならない。シンボルマークあるいは名義を使用するときは、「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所シンボルマークに関する規程」及び「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所法人名義及びシンボルマークの使用に関する要領」の規定に従わなければならない。

15　反社会的勢力の排除等

本事業に応募する事業者の代表者、役員等が反社会的勢力であることまたは反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合は、審査を行わない。また、採択決定後に判明した場合は採択決定を取り消すものとする。

16　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、研究所と共同研究事業者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和２年１月31日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和４年1月21日から施行する。